

## 令和5年度第1回広島市景観審議会 会議要旨

- 1 開催日時 令和5年（2023年）12月25日（月）10時30分～12時00分
- 2 開催場所 市役所議会棟 4階第3委員会室
- 3 出席委員（12名）  
真木 利江、竹田 宣典、角倉 英明、金田一 清香、吉田 幸弘、渡邊 一成、正本 大、  
宮川 博恵、折橋 洋介、高田 由美、重藤 吉久、井原 美恵子
- 4 議事  
本通3丁目地区市街地再開発事業について（諮問）
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 5名  
報道関係傍聴者 5社
- 7 会議資料
  - 広島市景観審議会委員名簿
  - 広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿
  - 広島市景観審議会規則
  - 広島市景観審議会眺望景観検討部会運営要領
  - 諮問書 本通3丁目地区市街地再開発事業について（諮問）
  - 議事資料
    - 資料1 事業計画地位置図
    - 資料2 本通3丁目地区市街地再開発事業の景観に関する対応の進め方について（案）
    - 資料3-1 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価実施計画書の概要
    - 資料3-2 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価実施計画書（抜粋）
    - 資料4 本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）
    - 参考資料1 広島市環境影響評価条例（パンフレット）
    - 参考資料2 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価実施計画書
- 8 発言の要旨
  - 【局長挨拶】
  - 【委員の紹介】
  - 【真木会長挨拶】
  - 【審議会成立の報告】
  - 【議事の説明】
  - 【議事 本通3丁目地区市街地再開発事業について（諮問）】

### ○真木会長

本日の議事について、諮問書及び議事資料の内容を事務局から説明をお願いしたい。量があるので、まず、資料2まで説明を受け、そこで、一度質疑を受けたい。

### ○井上都市デザイン担当課長

今回の景観審議会が、委員改選が行われて最初の開催のため、まず、景観審議会に関する規定につい

て、確認的に御説明する。

「広島市景観審議会委員名簿」を御覧いただきたい。先ほど御紹介したとおり、14名の方に委員に昨年度から御就任いただいている。

続いて、「広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿」を御覧いただきたい。審議会規則第7条第2項の規定により指名された、御覧の5名の委員に御就任いただいている。

続いて、「広島市景観審議会規則」を御覧いただきたい。この規則では、広島市景観審議会の組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めている。詳細は、後ほど御覧いただきたい。

続いて、「広島市景観審議会眺望景観検討部会運営要領」を御覧いただきたい。この部会では、第2条で、部会の所掌事務は、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観」、「広島市内の他の眺望景観」に関して調査及び検討を行うとされている。そのほかの規定は、後ほど御覧いただきたい。

では、「本通3丁目地区市街地再開発について（諮問）」と、別紙理由書を御覧いただきたい。諮問書及び諮問理由書を読み上げさせていただく。

「本通3丁目地区市街地再開発事業について（諮問）。広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第17条第2項の規定に基づき、本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることについて、別紙理由書を添えて諮問します。」  
続いて、諮問理由書を御覧いただきたい。

「世界遺産である『原爆ドーム』は、被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、平和のメッセージを後世に伝える重要な役割を担っており、『原爆ドーム』を含む『平和記念公園』は、原爆犠牲者を慰霊し、鎮魂する場であるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有しています。

こうした役割を有している『原爆ドーム』及び『平和記念公園』の周辺における景観形成のあり方は、広島市が平和のメッセージを全世界に発信し続けていくための重要課題です。

そのため、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観に関する基本的な方針や、形態・色彩の具体的な基準を定めている、広島市景観計画において、平和記念資料館本館下から原爆死没者井霊碑越しに原爆ドームを望む『南北軸線上の眺望景観』を形成することを中心に据えた上で、原爆ドームの背景に建築物等の眺望景観を阻害するものが何も見えないような環境を『目指すべき姿』として、特に厳しい基準を設けています。

令和4年1月4日からは、その実現のために、実効性の高い景観誘導の枠組み（景観計画及び高度地区による高さ制限等）を構築し、運用を開始しています。

また、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のうち元安川左岸側は、中四国地方の中核都市として都市機能の集積強化を図るために、国から都市再生緊急整備地域や特定都市再生緊急整備地域の指定を受け、楕円形の都心づくりを進めている広島市の都心の枢要部内にも位置しています。

本通3丁目地区市街地再開発事業の計画地は、中近世以来の商業地に由来する本市随一の商業・業務地区の一等地にあり、そこに建設される高層建築物は、完成後は市域を代表するランドマークの一つとなるものと考えられるとともに、原爆ドーム及び平和記念公園に隣接している地域内にあることから、平和記念公園を始めとする主要な眺望点からの眺望との関係を整理しておくことも必要になると考えられます。

この度、当該再開発事業の環境影響評価がなされる機会をとらえ、適切な景観誘導を行いたく、環境

影響評価準備書の段階で示される計画の内容に関して、当該地にふさわしい景観形成の観点から事業者に求めることについて、貴審議会に諮問するものです。」

諮問理由については以上である。

続いて、議事資料を御説明する。

まず、資料1「事業計画地位置図」を御覧いただきたい。これは、本審議会での議論の対象となる本通3丁目地区市街地再開発事業の事業計画地を示したものである。平和記念公園の東側で、中四国地方最大の業務・商業集積地「紙屋町・八丁堀地区」の中心に位置しており、本通りの道路を跨ぐ敷地で計画されている。後ほど配置計画を御覧いただく。

資料1の説明は以上である。

続いて、資料2「本通3丁目地区市街地再開発事業の景観に関する対応の進め方について（案）」を御覧いただきたい。

本事業の景観に関する対応をこのフローの流れで進めてはいかがかと考えている。

本事業は、広島市環境影響評価条例の対象事業で、現在、その手続を行っている段階である。景観誘導の方法として、景観審議会の御意見を伺った上で、条例に基づく環境影響評価のプロセスにおいて、市長意見として示していきたいと考えている。

まずは、環境影響評価の流れについて御説明する。

環境影響評価は、大きく、実施計画書の手続、環境影響評価、準備書の手続、評価書の手続に分けられる。このうち、実施計画書の手続については終えており、現在、事業者において、実施計画書に基づき、環境影響評価及び準備書（案）の作成を行っている。

それに対し、景観審議会の関わり方については、本日、本件に関する第1回目の景観審議会を開催している。本日は諮問内容、対応の進め方及び事業概要の確認を行っていただく。対応の進め方として、諮問したテーマが、眺望景観検討部会の所掌事務の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観に関するもの」、そして、「広島市内の他の眺望景観に関するもの」であることから、眺望景観検討部会で調査及び検討していただくこととしてはいかがかと考えている。

引き続き眺望景観検討部会では、環境影響評価の進捗に応じて、次のように進めてはいかがかと考えている。

まず、事業計画地における各種計画及び基準等の確認を行っていただき、それを踏まえ、論点の整理について御議論をお願いしたい。

論点を整理、設定していただいた後、眺望景観検討部会運営要領第5条に基づき、事業者から作成中の環境影響評価の準備書（案）を示していただき、整理した論点を踏まえて、本通3丁目地区市街地再開発事業についての御意見の取りまとめを行っていただく。御意見は市の環境部局を通じて事業者へ通知していきたいと考えている。

環境影響評価が準備書の手続に入り、準備書が公告・縦覧された後、公告された準備書について、御意見の取りまとめをお願いしたい。

そして、御意見を部会の審議内容として景観審議会に御報告いただき、それに基づいて御議論いただいた上で、審議会の答申として取りまとめをお願いしたい。

その後、市において答申に基づき、環境影響評価準備書への市長意見を作成する。このような流れでいかがかと考えている。

資料2の説明は以上である。

### ○真木会長

資料2について説明があったが、これについては、資料3以降の説明を聞いた後に御議論いただきたいので、資料2までで、確認されたい内容があるか。

特にないようなので、資料3以降について事務局から説明をお願いしたい。

### ○井上都市デザイン担当課長

それでは、資料3-1「本通3丁目地区市街地再開発事業の事業概要等」を御説明する。

資料3-1は、事業者により既に作成・公表されている、本通3丁目地区市街地再開発事業の環境影響評価実施計画書のうち、事業内容や景観に関する項目を目次的に抜粋したものである。

続いて、資料3-2を御覧いただきたい。

まず、3ページの事業の目的についてである。本事業は、市街地再開発事業の手法を用いて細分化した敷地を一体的に再開発することとし、既存建築物を解体後、超高層複合建築物に建て替える計画で、計画建築物については、周辺の都市景観に配慮しつつ、「広島本通商店街」の顔として、シンボリックで風格ある都市景観の形成を目指すとしている。

7ページの「土地利用計画」を御覧いただきたい。

計画建築物として、計画地北側の敷地には北棟（主にオフィス・ホテル）、南側の敷地には南棟（主に住宅）を配置し、低層棟には商業施設・駐車場等を配置する計画である。低層棟で本通を跨ぐ内容となっている。

8ページの「表2-1 計画地の概要と計画建築部の施設の概要」を御覧いただきたい。

計画地の概要・地域地区の内容として、用途地域は商業地域、景観計画の区域としては、景観計画重点地区（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区））及び一般区域に位置している。

次に、計画建築物の施設の概要である。建築面積：約10,700㎡、建ぺい率：約94%（都市再生特別区による緩和を想定）、延べ面積：約153,000㎡、容積率：約1,195%（都市再生特別地区による緩和を想定）、階数：北棟、地上34階+塔屋2階、南棟、地上46階+塔屋2階、低層棟、地上3階、地下2階（駐車場部分、地上6階）、主な用途は、商業施設、業務施設、ホテル、住宅、駐車場、駐輪場などである。建築物の高さは、北棟・南棟共、約185m、低層棟約21mと計画されている。

9ページの「図2-3 施設配置計画図」を御覧いただきたい。

北棟・南棟・低層棟の位置関係を御確認いただける。本通りを挟んで北側に北棟、南側に南棟、本通を跨ぐ形で低層棟が配置される予定である。なお、この図に景観計画地区におけるE地区と一般区域の区域線はないが、鯉城通りの道路境界線から50mまでがE地区の範囲である。それを超える範囲が一般区域の範囲である。

10ページの「図2-4 断面イメージ図」を御覧いただきたい。

北棟・南棟のツインタワーの計画となっており、低層棟には駐車場等が計画されている。

続いて、45ページの「事業計画地周囲の概況について」を御覧いただきたい。

計画地周辺の主な景観資源についてである。表3.1-28及び図3.1-10に示すとおり、原爆ドーム・平和記念公園などがある。

46ページを御覧いただくと、先ほどの景観資源がプロットされている。

続いて、47ページを御覧いただきたい。

計画地周辺の主な人と自然との触れ合いの活動の場は、表3. 1-29及び図3. 1-11に示すとおりで、主なものとして、中央公園、平和記念公園などがある。

48ページを御覧いただきたい。先ほどの計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場がプロットされている。

49ページを御覧いただきたい。

計画地周辺の文化財等は、表3. 1-30及び図3. 1-12に示すとおりで、主なものとして、国指定重要文化財の広島平和記念資料館、国指定史跡の原爆ドーム、国指定名勝の平和記念公園などがある。

50ページを御覧いただきたい。先ほどの文化財等がプロットされている。

続いて、「環境影響評価項目の選定結果について」御説明する。

まず、102ページを御覧いただきたい。

環境影響評価項目の選定結果は表5. 1-2に示すとおりである。

上の行の環境に影響を及ぼす要因として「建築物の存在」があり、「景観」は評価項目となっている。

続いて、「環境影響評価項目の選定理由について」御説明する。

106ページを御覧いただきたい。

表の左から2列目の景観の欄を御覧いただきたい。

建築物の存在による主要な眺望地点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定されている。

続いて、「『景観』の調査手法について」御説明する。

109ページにある表の一番左の列の景観の欄を御覧いただきたい。

主要な眺望点からの眺望の状況の調査手法として写真撮影によるとされている。

調査地点は、手法の右にあるように、計画地周辺の14地点とし、この調査地点は、「広島市景観計画」に示される視点場及び景観計画重点地区等を踏まえるとともに、計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所とされている。

具体的な場所については後ほど御説明する。

続いて、「『景観』の予測及び評価の手法について」御説明する。

113ページにおける表の一番左の列の景観の欄を御覧いただきたい。

主要な眺望点からの眺望の変化の程度の予測手法として、現況写真に計画建築物の完成予想図を重ね合わせて合成写真（フォトモンタージュ）を作成し、主要な眺望地点からの眺望の変化の程度を定性的に予測するとされている。予測地点は計画地周辺の14地点である。

評価の手法として、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているか否かを検討するとともに、景観形成の方針等との整合が図られているか否かについても検討するとされている。

続いて、「眺望の状況の調査地点について」御説明する。

138ページを御覧いただきたい。

調査地点は表5. 2-3に示すとおりである。先ほども御説明したが、この調査地点は、「広島市景

観計画」に示される視点場及び景観計画重点地区等を踏まえるとともに、計画地あるいは計画建築物が容易に見渡せると予想される場所、眺望が良い場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所とされている。

主な地点としては、2：元安川右岸、3：元安橋、5：原爆死没者慰霊碑前、6：平和大橋、7：平和記念資料館本館、9：相生橋などが選定されている。

139ページを御覧いただきたい。調査地点をプロットしたもので、平和記念公園内などが密に調査することになっている。

資料3-2の説明は以上である。

なお、参考資料の2として、実施計画書の全編を用意しているの、抜粋部分以外の項目については、後ほど御覧いただきたい。

最後に「実施計画書の段階での市長意見について」御説明する。

資料4「本通3丁目地区市街地再開発事業に係る環境影響評価実施計画書について（通知）」を御覧いただきたい。景観に関する意見は、3枚目に記載されている。

景観については(5)に記載されており、アとして「景観については、建築物が平和記念公園から視認できることから、関係機関と協議した上で、適切な位置及び手法において調査、予測及び評価を行うこと。」、イとして「広島本通商店街としての景観の変化に対して、事業実施予定区域の近接空間から見た景観の変化についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。」の2点を市長意見として述べている。資料4の説明は以上である。

#### ○真木会長

ただいま説明のあった資料4までについて、御意見、御質問等があるか。

#### ○竹田委員

102ページの環境影響評価項目の選定結果の中で、土壤環境の地盤沈下の部分は、●がついていないが、評価しないのか。

#### ○井上都市デザイン担当課長

地盤沈下については連壁などの適切な手法を取ることでは今回は環境影響評価の対象としていないと伺っている。

#### ○竹田委員

工法で対応できるということだが、これまでの近隣における高層ビル計画の調査結果も参考にするのか。

#### ○井上都市デザイン担当課長

環境影響評価について、周囲の状況は把握していないため、環境部局に確認の上、後ほど回答することとさせていただきたい。

#### ○竹田委員

承知した。

#### ○真木会長

ほかにはあるか。

#### ○重藤委員

確認だが、資料3-2の9ページによるとアーケードを全て覆っている状態だが、アーケードは撤去

されるのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

アーケードについては、詳細な図面等ができておらず、事業者からも確認が取れていない。

**○真木会長**

ほかにあるか。

**○渡邊委員**

三点ある。

まず一点目については、資料2の「部会での審議内容を通知」というプロセスについて、条例等に手続きの定めがないので、今回の審議会にてプロセスを位置付けて、議論を進めるという理解でよろしいか。

**○井上都市デザイン担当課長**

「部会での審議内容を通知」は、運営要領等に定めていないため、任意で部会の方から通知していただくことを考えており、事業者の方との事前打合せでは、環境影響評価の準備書を作成する案の段階で景観審議会の御意見をいただけることについて、プラスにとらえていると聞いている。

**○渡邊委員**

資料2をこの審議会の中でしっかりとオーソライズして、手続きを進めていくことは、非常に丁寧な進め方でいいのではないかと思う。

二点目についてだが、景観の影響をどう評価するのかについて、非常に難しいと考えている。資料2の中で眺望景観検討部会の中で論点を設定するとあるが、景観の影響、例えば、建物の形や色彩などの詳細な具体の評価項目については、部会で整理して進めていくという理解でよろしいか。

**○井上都市デザイン担当課長**

形態や色彩などの論点については、準備書案で示される内容に基づいて、部会で議論していただきたいと考えている。

**○渡邊委員**

私もそれでよいと思う。

三点目については、資料4の3枚目(5)イについて、つまり、「近接空間から見た景観の変化」というのは、この審議会や部会という場でも検討される内容なのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

低層部についても、事業者から準備される準備書案や準備書に基づいて、幅広く景観審議会や部会では審議いただきたいと考えている。

**○渡邊委員**

どこまで検討されるかはわからないが、イメージ的に例えば、八丁堀の方から本通や紙屋町に歩いていくときに、どういうふうに見えるのかっていうのは、結構インパクトがあると思うので、市長意見にある「近接空間から見た景観の変化」についても重要だと考えている。今回のタイミングかこれから先のタイミングかはわからないが、何らかのタイミングで御検討いただきたい。

**○真木会長**

渡邊委員が挙げられた内容三点について、確認させていただきたい。

一点目は、資料2にある、眺望景観検討部会から環境アセスを通じて、審議内容を通知するというこ

とについて、丁寧な取組で積極的に進めていければという話があったが、この審議会の中でその方法を承認いただければよいかということで、各委員の方々にはよろしくお願ひしたい。

二点目だが、景観評価の論点整理を今後眺望景観検討部会で行っていく際に、形態や色彩を含めた詳細をどう確認するかについて、部会で検討するという事によろしかったか。

三点目だが、資料4(5)イの「近接空間から見た景観」の評価に関して、さきほど遠方から若しくは主要な眺望点からの眺望の変化の程度等については、例えば資料の113ページにどのように影響評価をするのかということが明記されていたかと思う。それぞれの場所でフォトモンタージュを作成することとして定性的に予測するという話だったかと思うが、先ほど御指摘のあった、「近接空間から見た景観の変化」について、何か評価の手法等で考えがあったら、教えていただきたい。

#### ○井上都市デザイン担当課長

近景について、評価の手法を定めたものはない。事業者から提出される準備書案及び準備書に基づいて評価いただきたい。

#### ○真木会長

準備書案及び準備書の内容を基に検討するという事で承知した。

そのほかいかがか。

#### ○重藤委員

先ほどの意見に関連するが、資料4の「景観」についての記載箇所について、「本通商店街としての景観の変化に対して」とあるが、アーケードを撤去するような話を前提とした意見か。

#### ○井上都市デザイン担当課長

アーケードの撤去等についてはまだ何も決まっていない状況であることから、それも踏まえて、本通商店街としての景観というものを配慮してほしいという意味合いもあると思われる。

#### ○重藤委員

もしそうであれば、すぐ近くから見た時の商店街にアーケードがあるかないかはすごく大きな違いであることから、きちんと視点場として入れておいてもらった方がよいのではないか。

#### ○金澤都市計画担当部長

御議論いただく材料は、事業者から出てくる資料がベースになる。そして、現在どの程度の資料が提示できるかの調整を事業者サイドでされており、配布した実施計画書以上の情報は、事業者から我々もまだ提供を受けていないため、出来る限り具体的な情報を事業者に求めていき、議論が少しでも深まるように準備をしていきたいと考えている。そして、御指摘のあった視点場を追加することについて事業者からも意見を聞いてみたいと考えている。

#### ○真木会長

確認だが、本通商店街や近隣の事業者と事業者との打合せは、適宜行われているという認識でよろしいか。

#### ○井上都市デザイン担当課長

当然話合いをされているのではないかと思われるが、どのように話合いをされているかは情報を得ていない。

#### ○真木会長

ほかはいかがか。

## ○井原委員

今朝も平和記念公園の中を歩いて見てきたが、西と東、十日市方面は高層ビルがほとんどなく、それに比べて、紙屋町方面はビルが多く建っているのでアンバランスだと感じる。

それに、今回の計画建物が紙屋町界隈のシンボリック拠点とするならば、もちろん特徴がある方がよいと思うが、ガラス面が青く見える広銀のビルと同じような大きなビルが建ったら、絶対紙屋町側の空間の方が重たいだろうと感じる。だから、紙屋町界隈のシンボリックを重点に置くのか、南北軸を議論した際の平和基調を基点に置くのとは、見え方が全然違うと思われるので、今回の論点設定の中にその中間部分というか観光客や一般市民が受ける部分を入れてもらいたい。

## ○井上都市デザイン担当課長

諮問理由等でもあるように我々も当然南北軸とは別の視点というのが必要だろうと考えて、諮問しているので、部会で十分な議論ができるよう準備ができればと考えている。

## ○正本委員

資料の102ページ、106ページの「生物の多様性の確保及び自然環境体系的安全」において、環境影響評価項目に選定されていないのが気になる。今では広銀ビルやアンデルセンにも緑化がされており、そういった小さなドットが環境に対して非常に大きく影響を与えている。それがコリドーになっていき、生物の多様性に寄与する場所がこれからの街の中で必要であるということが、世界的な潮流でもある。また、広島でも都心部の開発においては民間にもさらに協力してもらいながら、そういったペーパーづくりをしていくことが非常に重要であると考えている。

国がグリーンインフラ、いわゆる環境の力によって諸問題を解決していこうという考え方を推進している中で、先ほどの資料の中でも、47ページに「人と自然の触れ合いの活動の場」とあるように、この「自然」というのが環境にも影響するというのを、公園だけをとらえて民地が完全に落とされているというのは、評価方法として少し健全ではないと思う。これはあくまでも事業者側の環境影響実施計画書に対しての話だが、今回再開発を進めていくにあたって、民間の開発であったとしてもそういったところにも配慮した上で、それを一つの景観として捉えながら、広島を豊かな環境で開発を進めていくというようなこともお願いしたい。

## ○井上都市デザイン担当課長

事業者の方に、出来るだけの配慮を伝えるようにしたい。

## ○真木会長

先ほどあった近接空間から見た景観っていう観点から、一緒に含めて検討することも可能かと思われるが、景観という言葉はもともと定義がかなり広いので、どこまで含めるのが適切かは今後の議論ではないだろうか。

## ○金田一委員

資料の138ページ、調査地点の10番がどちらになるのか未定ということだが、事務局でわかれば、教えていただきたい。

南北の軸線の北側の地点が手薄と感じており、一方、広島城は11番でも調査地点があるので、どちらかというと今後人の出入りが増えるであろう中央公園付近の方が望ましいのではないかと思う。

## ○井上都市デザイン担当課長

部会の時にははっきりすると思われるので、その時にはお示しできるものと考えている。

**○真木会長**

そのほかいかがか。

**○折橋委員**

景観ということで、かなり他意的ではあるが、中でも光に関して、日照や反射光については記載があったかと思うが、夜景についてもなんらか検討することができればよいのではないか。以前、南北軸で議論した時も、夜間のレーザービームとかそういった論点が出てきていたような気がする。

**○真木会長**

夜景の評価について何か方法はあるか。

**○井上都市デザイン担当課長**

夜景の評価について、今ははっきりと示したものは無い。そういう御意見について、部会で議論ができればいいかと思うが、事業者から提供を受ける資料によるところもあるので、定性的な表現にしかならないのではないかと考えている。

**○真木会長**

事業者から提供される資料によっては、シンボリックに少し形容詞を付けたような、こういう検討が望ましいという言い方になるということではよろしいか。

**○井上都市デザイン担当課長**

そう考えている。

**○真木会長**

ほかいかがか。

**○角倉副会長**

資料2に戻ってしまうが、「部会での審議内容を通知」は、あくまでも準備書案に対して該当させるのか。もしくは、今回の事業に関連して特に眺望景観に対する答申として、こういったことを盛り込んでもらえれば、よりよい計画になるだろうといったようなコメントを訴えるのはいかがか。

**○井上都市デザイン担当課長**

資料として提供されるのは、あくまで準備書案と準備書になると思われるが、必ずやってほしいものから参考意見まで、幅広く部会の意見として取りまとめるイメージを持っている。

**○角倉委員**

私も実は反射光が気になっている。今回のチェックの対象外になっており、アセスの中でやれなくても実際の計画段階で入れてほしいと思っていたので、部会で伝えられればいいと思っていた。

**○真木会長**

ほかはいかがか。

**○吉田委員**

この審議会や今後の部会における議事録のようなものは広島市のHPで公開される予定なのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

議事録については、公開することとしている。

**○吉田委員**

南北の軸線の時もなかなか民間の方々に対して、それまで浸透していなかったと思っている。そのため、今回今後の議論の中で、そうしたことがより広く民間に伝わることと、南北の軸線や東西の平和大

通りなど、そういった平面的な軸線に対して、今後都市の発展だとか、歴史も含めて、垂直の軸線のような考え方というものが必要だと思っている。

こうした議論を公開することによって、そういうことを少しでも醸成するようなことが必要だと感じている。

#### **○井上都市デザイン担当課長**

我々もできるだけ市の考えや審議会での考え方等を広く市民の皆様に公開し、また考えをPRしていくことで、市民意識の醸成を図っていきたいと思っている。

#### **○真木会長**

景観形成において、市民の同意というか市民の意識と一緒に作っていくことは大事だと私も思う。ほかいかがか。

#### **○宮川委員**

高層建築物ができるということで、皆さん遠景からどういうふうに見えるか気にされていると思うが、やはり広島市民からすると、現在使用しているアーケードがあまり景観を損なわないようにという御意見もあると思われるので、そのあたりを少し考えていただきたい。

また、素材の問題が非常に重要になる。ビルとしてはこうしたいと思われても、周りにどれだけ反射をはじめとした影響を与えるかということがあるので、その地域の景観色になじませる方向なのか、それとも目立たせる方向か。

さらには、市民の意見と観光客との二つの視点があるので、そこはよく考えてもらうとうれしい。

最後に、先ほど話が挙がっていたが、本通アーケードの形がどのようになるのか、実際の配置図を確認したら非常に気になった。10ページの配置図を確認したが、駐車場が地上6階くらいであれば、本通アーケードの下の部分はかなり開けた感じになると思うが、今の広島市民のなじみの深いアーケードをうまく残した明るい感じにしてもらえよう希望したい。

#### **○井上都市デザイン担当課長**

アーケードについては、まだ事業者も決めかねている状況なので、決める前に審議会から意見を言う手法もあるので、それも踏まえて部会等での議論をしてもらうとともに、事業者からの資料や事業者の考え等を踏まえたいと考えている。

#### **○真木会長**

準備書案には本日示されたものより、先ほどのアーケードや素材など詳しいものが出てくるという認識でよろしいか。

#### **○井上都市デザイン担当課長**

事業者から示される準備書案は、我々もまだ入手できていない。ただ、環境影響評価を実施するというので、フォトモンタージュはある程度盛り込まれるのではないかと予測している。

#### **○真木会長**

ほかいかがか。

#### **○高田委員**

資料2については、市民意見や市民の理解という話があったが、経緯を皆さんに知ってもらうのはすごく大切だと思う。先ほどの議事録を公開するのも一つの方法だと思う。そのほかには特に意見はない。

**○真木会長**

市民意見の前に、公告・縦覧・説明会ということがあって市民意見となっているが、市民にはどのようにお知らせしているのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

市民と市政という広島市の広報誌や市のHPでの広報が一般的である。

**○正本委員**

資料2の下の段について、いつ頃がゴールなのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

景観審議会で答申をもらう時期だが、来年度になると思われるが、環境影響評価の手続きの流れにもよってくるため、現状時期までは申し上げにくい。

**○真木会長**

今回非常に大きな再開発だが、工事のスケジュールは事業者から示されているのか。

**○井上都市デザイン担当課長**

参考資料で配布している環境影響評価の実施計画書の15ページを御覧いただきたい。

令和5年3月の時点で作成されたものだが、建設工事の概要として、本事業の工事は令和10年度から令和15年度を予定しているとされている。ただ、あくまで今の時点での計画であり、これからまだそのほかに環境影響評価の手続き、都市計画決定、基本設計、実施設計等手順を踏んでいくため、必ずしもこの通りになるかははっきりしない。

**○真木会長**

ほかいかがか。

**○委員**

(意見なし。)

**○真木会長**

それでは、本日新しく検討事項を指摘されたかと思うが、今後の議論の進め方として、当審議会に諮問されたテーマが、眺望景観検討部会の所掌事務の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観に関するもの及び広島市内の他の眺望景観に関するもの」であることから、事務局から提案のあった「眺望景観検討部会」で調査及び検討を行うこととしたいと考えるが、いかがか。

**○委員**

(異議なし。)

**○真木会長**

それでは、今後の調査及び検討は「眺望景観検討部会」で行うこととする。

部会では、本日、委員からいただいた御意見等も参考に、具体的な検討を進めていくこととする。

本日予定していた議事は以上である。事務局の方から何かあるか。

**○井上都市デザイン担当課長**

今回は、眺望景観検討部会を令和6年1月中旬頃開催する予定で、計画地における各種計画及び基準等の確認と、論点の整理などについての調査及び検討をお願いする予定である。

**○真木会長**

それでは、これにて本日の審議を終了とする。

【閉会】